



あなたの職場に

パワハラ対策講座

のための

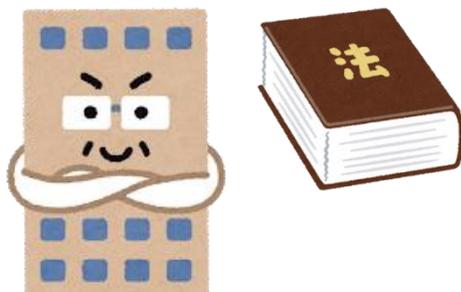
講師を派遣します

労働施策総合推進法が改正され、2020年6月（中小企業は2022年4月）から、パワハラを防止するための措置が事業主に義務付けられました。

パワハラって何？



パワハラ防止措置義務とは



パワハラが起きたら？



相談されたら？



《出前労働講座》

実施例

時間：60分～120分 講座形式：講義型、グループ討議型等
対象者：経営者向け、管理職向け、一般労働者向け等

※ 内容や日時、講義時間・形式等については、相談の上決定します
(お申し込みは、できれば1か月前までをお願いします)

【問合せ先】

かながわ労働センター本所

☎ 045-633-6110(代)

川崎支所

☎ 044-833-3141

県央支所

☎ 046-296-7311

湘南支所

☎ 0463-45-3150(代)



ホームページ
出前労働講座について

お申し込みは、裏面に記載してお送りください





FAX 045-633-5401 (本所 行き)

FAX 044-833-0180 (川崎支所 行き)

FAX 046-222-5375 (県央支所 行き)

FAX 0463-45-3293 (湘南支所 行き)



出前労働講座(パワハラ対策講座)申込書

希望日時					
第1希望	月	日	時	分～	時 分
第2希望	月	日	時	分～	時 分
第3希望	月	日	時	分～	時 分

希望テーマや対象者など	
テーマ	
受講対象者	
受講予定人数	人

事務連絡担当者名など			
団体・事業所名			
会場所在地			
担当者氏名		電話番号	
メールアドレス			
その他 (趣旨や講座形式など)			

※1 団体・事業所所在地を管轄するかながわ労働センターにお送りください

本所	川崎支所	県央支所	湘南支所
横浜市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	川崎市	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

※2 申込書を受領後、お送りいただいた労働センターからご担当者様に連絡させていただきます

※3 ご記入いただいた個人情報は、厳密に管理し、今回の出前労働講座のみに使用します